神戸市水道公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸 市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)第21条の14の規定により、次のとおり 公告します。

令和7年12月1日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 水道局お客様サポートシステム機能拡張(WEB 決済機能)業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市水道局営業課 神戸市中央区橘通3丁目4番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社第一コンピュータリソース 西日本CC本部長 山崎 信也 大阪市中央区安土町2丁目3番13号
- 5 随意契約に係る契約金額45,815,000円(当初契約金額 28,655,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続 次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいな いため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務(以下「既締結特定役務」という。)につき、既締結特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。